

『久徴会会則』

◁ 第1章 総則 ▷

【名称】

第 1 条 本会は『島根県立出雲高等学校久徴会』（以下「本会」という）と称す。

【目的】

第 2 条 本会は会員相互の親睦を厚くし、心身の修養を図り、島根県立出雲高等学校（以下「母校」という）の教育発展援助を目的とする。

【事業】

第 3 条 本会の目的を達成するために以下の事業を行う。

- (1) 母校の教育発展援助に関する事項
- (2) 親睦・研修・社会奉仕・慶弔等に関する事項
- (3) 会報の発行、名簿の作成
- (4) 総会の開催（定時総会、臨時総会）
- (5) 本会への募金活動
- (6) その他本会の目的を達成するために必要な事項

【事業年度】

第 4 条 本会の事業年度は、毎年4月1日から翌年3月31日までとする。

◁ 第2章 会員 ▷

【会員】

第 5 条 本会の会員は次の通りとする。

- (1) 島根県立今市高等女学校及び併設中学校の卒業生
- (2) 母校の卒業生
- (3) 前各号の学校に在学履歴があり、卒業までに転退学した者で本会に入会を希望する者

【会員の権利】

第 6 条 会員は会則の別に定めるもののほか、本会の目的達成に必要なすべての事業に参加する権利を平等に有する。

【会員の義務】

第 7 条 会員は会則その他の規定を遵守し、本会の目的達成に必要な義務を負う。

◁ 第3章 役員及び職員 ▷

【役員の種類】

第 8 条 本会に次の役員を置く。

- (1) 会 長 1名
- (2) 副 会 長 若干名
- (3) 専務理事 1名
- (4) 部 会 長 若干名
- (5) 評 議 員 各期若干名
- (6) 監 事 2名
- (7) 顧 問 若干名

【役員を選任】

第 9 条 本会の役員を選任を次の通り定める。

- (1) 会 長 会員の中から評議員会において推薦の上承認を行い、総会にて報告する。
 - (2) 副 会 長 会長が会員の中から推薦の上、評議員会で承認し、総会にて報告する。
 - (3) 専務理事 会長が会員の中から推薦の上、評議員会で承認し、総会にて報告する。
 - (4) 部 会 長 会長が会員の中から推薦の上、評議員会で承認し、総会にて報告する。
 - (5) 監 事 会員の中から評議員会において推薦の上承認を行い、総会にて報告する。
 - (6) 評 議 員 次項の通りとする
 - (7) 顧 問 歴代会長及び母校の現学校長
- 2 評議員は各期会員の推薦に基づいて次の通り選出し、会長が委嘱する。
- (1) 島根県立今市高等女学校及び併設中学校 各期若干名
 - (2) 母校 高等部 各期若干名
 - (3) 母校 定時制部 各期若干名
- 3 前項のほか会長は次の役員の経歴のある者を評議員として委嘱することができる。
- (1) 同条1項(1)号から(6)号
 - (2) 会員で母校の学校長の経歴のある者

【役員職務】

第 10 条 役員職務を次の通り定める。

- (1) 会 長 本会を代表し、会務を総理する。
- (2) 副 会 長 会長を補佐し、会務を分掌する。
会長に事故あるときは、互選により1名がその職務を代行する。
- (3) 専務理事 会長の指示に基づき会務を総括する。
- (4) 部 会 長 理事会で定められた部会活動を遂行する。
- (5) 理 事 会長、副会長、専務理事及び部会長は理事として理事会を構成し、会務の執行にあたるほか、本会則で定めた事項を審議する。
- (6) 評 議 員 各期の連絡、調整等にあたるほか、本会則で定めた事項を審議する。
- (7) 監 事 会務と会計を監査する。
- (8) 顧 問 会長の諮問に答え会務を補佐し、必要に応じて諸会議にて意見を述べる。

【役員任期】

第 11 条 役員任期は選任後3年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する評議員会の終結の時までとする。但し、再任を妨げない。

- 2 事業年度の途中で就任した役員任期は、他の在任役員任期の残存期間と同一とする。
- 3 役員は、辞任又は任期満了した場合においても、後任者が就任するまでその職務を行わなければならない。

【事務局】

第 12 条 本会の事務局を母校内に置く。

- 2 本会の事務を処理するため、事務局に職員、事務局長を置く。

3 事務局長は、役員間及び各部会間の連絡調整等の補佐業務を行う。

◁ 第4章 機関と議決 ▷

【総会】

第13条 総会は会員により構成され、会長が招集し議長となりこの会則の定めるもののほか、会務の報告を行う。

2 当会の定時総会は、3事業年度に一度招集し、臨時総会は、必要に応じて招集する。

【評議員会】

第14条 評議員会は評議員により構成され、会長が招集して議長となりこの会則の定めるもののほか、次の事項について審議し決定する。

- (1) 事業計画及び収支予算の議決
- (2) 事業報告及び収支会計決算の承認
- (3) 会則改廃の議決
- (4) 役員の承認
- (5) 役員の解任
- (6) 会費額の決定
- (7) その他重要事項

2 会長は前項第1号及び第2号を審議し決定するため年1回以上、評議員会を招集しなければならない。

【理事会】

第15条 理事会は、理事によって構成され、会長が招集して議長となり次の事項について審議し決定する。監事及び顧問は理事会に出席し意見を述べることができる。

- (1) 本会の目的と事業執行に関する事項
- (2) 総会、評議員会の開催に関する事及び総会、評議員会に付議すべき事項
- (3) 総会、評議員会の議決した事項の執行に関する事項
- (4) 部会及び特別委員会の設置及び管理
- (5) 規則の制定、変更及び廃止に関する事項
- (6) 本会会計及び久徴会基金の管理と運営
- (7) その他本会の運営に関する重要事項

【部会】

第16条 本会の目的達成のために理事会で定められた事項を調査、研究、審議し、又運営するために各部会（特別部会を含む）を設置し、各部会に委員会（特別委員会を含む）を設けることができる。

2 部会は、部会長1名、副部会長若干名、部員若干名により構成し、副部会長、部員及び委員長は部会長が必要に応じて選任する。

【議決】

第17条 総会、評議員会、理事会の議決は各構成員のうち出席した構成員の過半数（代理人出席、書面決議を含む）によるものとする。

2 特別の事由があるときは、会長の指示により書面による決議をすることができる。

3 前項の場合において、決議の目的である事項について出席した構成員の過半数が書面をもって同意したときは決議があったものとみなす。

◁ 第5章 会費・基金・事業経費 ▷

【会費】

第18条 会員は入会時に評議員会において定められた額を終身会費として納入するものとする。

【基金】

第19条 本会に『久徴会基金』を設置し、別に定める『久徴会基金管理規則』によって管理を行う。

【寄付金】

第20条 会員及び本会の目的に賛同いただける個人、団体、企業その他より寄付金を募ることができる。寄付金は久徴会基金へ算入する。

【事業経費】

第21条 本会の事業及び経費は会費、基金及びその他の収入によって運営する。

2 久徴会基金より本会会計へ理事会の承認を得て基金を算入し事業及び経費にあてることができる。

附則

本会則は、昭和50年3月4日より実施する。

本会則は、平成3年6月24日より実施する。

本会則は、平成5年6月19日より実施する。

本会則は、平成20年6月29日より実施する。

本会則は、平成26年7月12日より実施する。

本会則は、平成28年7月14日より実施する。

本会則は、令和2年8月1日より実施する。

本会則は、令和4年8月20日より実施する。

久徴会基金管理規則

第1条（趣旨）

この規則は島根県立出雲高等学校久徴会（以下「久徴会」という）が創設する久徴会基金（以下「本基金」という）の管理運営に関し、必要な事項を定めるものとする。

第2条（目的）

本基金は、次の時代を担う若者の資質・能力の向上育成のため、島根県立出雲高等学校（以下「母校」という）の人財育成への取り組みへの支援強化と教育環境の整備・充実に資することを目的とする。

第3条（原資）

本基金は下記の資金を原資とする。

- （1） 母校百周年記念事業会計からの拠出
- （2） 久徴会が行う募金活動に基づく寄付金
- （3） 本基金に対する任意の寄附金

第4条（事業）

本基金は、目的達成のため次の各号の事業を行う。

- （1） 在校生の資質・能力の向上育成並びに教育活動の支援をするための事業
- （2） 在校生の修学を支援するための事業
- （3） 教育環境の整備充実に資するための事業
- （4） 出雲高校渡辺奨学会を支援するための事業
- （5） 社会・地域貢献を支援するための事業
- （6） 本基金の充実及び目的の達成に理事会が特に必要と認めた事業
- （7） その他母校の教育事業の目的達成に必要な事業

第5条（募金活動）

本基金の募金活動は、久徴会が行う。

第6条（運営）

本基金の管理運営のため会計責任者1名を置く。

- 2 会計責任者は久徴会専務理事とする。会計責任者は経理事務の責任者として本基金の会計業務の適正かつ能率的な運営を行うとともに出納管理を行う。
- 3 本基金に関する重要事項については、久徴会理事会にて決定し執行する。

第7条（委任）

本基金の適正な管理と運営を行うため、必要に応じてその権限を母校事務局に委任する。

第8条（会計年度）

本基金の会計年度は、毎年4月1日から翌年3月31日までとする。

第9条（報告）

会計責任者は会計年度終了後、本基金の運用状況及び事業報告を作成し、毎年開催される久徴会評議員会で報告して承認を得るとともに、久徴会が発行する広報誌にその内容を報告する。

第10条（経理）

本基金の経理は久徴会基金特別会計とし、管理される資金は事業目的外に使用してはならない。

第11条（その他）

本規則の変更及び本規則に定めのない事項については久徴会理事会で決定する。

（附則）この規約は、令和2年8月1日から適用する。